令和６年度　第１回防災訓練

令和６年６月８日

第１回の訓練では、自治会で実施する防災訓練について目的及び実施すべき内容を理解するための座学を実施する。また、秋に実施する自主防災訓練の内容を検討する。

１．座学の目的

自治会で実施する防災訓練は、「なぜ（根拠）、何のために（目的）、何を（内容）やるのか」を理解し、実際の災害発生時に的確に対応できるようにする。

２．防災訓練の種類

・集会所の防火訓練（今回実施）
・自主防災訓練（今回実施）
・原子力防災訓練（別途実施）

３．防災訓練の概要

１）集会所の防火訓練（消防法抜粋、通報・消火・避難マニュアル、消防訓練ビデオ）

根拠：消防法により、指定された防火対象物（集会所）について、防火管理者を定め、消防計画の作成、防火訓練の実施、設備の点検・整備・維持管理、火気使用の監督、収容人員の管理等が義務付けられている。

目的：多数の人が出入りする施設で火災が発生した場合の被害を軽減するため。

内容：消火、通報、避難の訓練を年２回（通報は１回）以上実施する。

→　法律で義務付けられているため年２回必ず実施しなければならない。
消火は、消火器の近くにいる人、通報は、発見者（火災状況を説明できる）、避難誘導は、代表者（人員掌握をできるようにしておく）が対応する。
集会所を利用する時の代表者（班長など）が的確に指示できるようにする必要がある。

２）自主防災訓練（東海村 HP：自主防災組織の活動支援）

根拠：東日本大震災の教訓から、地域住民が助け合い地域を守る「共助」の増進のため、単位自治体ごとに地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う「自主防災組織」が結成され、その活動に対する補助金の交付について、防災訓練の実施が必須要件となっている。

目的：大規模自然災害（地震、津波、風水害、土砂災害）に対する被害を軽減するため。

内容：防災講話、初期消火、避難・誘導、避難所開設、情報伝達、防災資器材使用、炊き出し、救出・搬送、応急救護、体験、図上訓練などを年１回以上実施する。

→　自主的な活動のため実施は任意であるが、補助金を交付されたら年１回は実施する必要がある。集会所の防火訓練のうち消火訓練は共通の内容であり、これをやっている限り必要最低限の要件は満たされているので、適宜他の項目を組み合わせればいい。

４．第２回防災訓練（自主防災訓練）の実施内容の検討（裏面）

以上

第2回防災訓練（自主防災訓練）の実施内容の検討

1．炊出し訓練（以下の大箱非常食を計画的に消費する必要あり）

・五目ごはん：1箱50食分（2箱）、R4購入、賞味期限2026.12

・ドライカレー：1箱50食分（4箱）、R4購入、賞味期限2027.4

→　1～2箱を調理（熱湯で戻すだけ）して試食

2．消火訓練（必須実施項目）

・ヒロキ防災の協力により例年実施

3．非常用発電機試運転

・点検及び運転方法の習得

・TV等に接続して使えるか確認

4．イベント（幅広く参加、防災意識の啓発）

・非常食配布（賞味期限まじかの非常食の処分）

梅がゆパック：6箱（240食）、R2購入、賞味期限2025.8

ビスコ：6箱（350袋）、R2購入、賞味期限2025.9

→　本年度予算で入れ替え購入

・防災グッズ配布（携帯トイレなど）

→　余りは年末抽選会の景品

・VR体験（できるといい）

・他にアイデアがあれば

・参加人数の見込み（配布数）・・・100人くらい？

5．予算（28万円）：備品16万円、訓練10万円、通信費2万円

支出案：以下（＋その他あれば）から調整

梅がゆパック：1箱50袋15,600円　・・・6箱なら93,600円

ビスコ：1箱60袋12,960円　・・・6箱なら77,760円

防災グッズ：携帯トイレ（1箱10パック）418円・・・100箱で41,800円

防災VRレンタル（1日）：7万円～

消耗品類（プロパンレンタル、他）：～1万円